

令和5年6月7日

令和5年6月7日

標 茶 町 議 会
議 案 第 4 3 号
審 査 特 別 委 員 会 記 録

於 標茶町役場議場

議案第43号審査特別委員会記録目次

第 1 号（6月7日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第43号 令和5年度標茶町一般会計補正予算	4
閉会の宣告	19

議案第43号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

令和5年6月7日（水曜日） 午後 2時45分 開会

付議事件

議案第43号 令和5年度標茶町一般会計補正予算

○出席委員（11名）

委員長	渡邊定之君	副委員長	長尾式宮君
委員	深見迪君	委員	櫻井一隆君
〃	本多耕平君	〃	鈴木裕美君
〃	鴻池智子君	〃	齊藤昇一君
〃	黒沼俊幸君	〃	松下哲也君
〃	類瀬光信君		

○欠席委員（0名）

なし

○その他の出席者

議長 菊地誠道君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐藤・彦君
副 町 長	牛崎康人君
総 務 課 長	齊藤正行君
企画財政課長	長野大介君
税 務 課 長	齋藤和伸君
管 理 課 長	山崎浩樹君
農林課長兼 農委事務局長	村山 尚君
住 民 課 長	村山新一君
保健福祉課長	浅野隆生君
建設課長	富原 稔君
観光商工課長	三船英之君
水道課長	油谷岳人君

育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
や す ら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	富 樫 慎 也 君
社 会 教 育 課 長 兼	服 部 重 典 君
中 央 公 民 館 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	平 間 佳 奈 江 君

(議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから議案第43号審査特別委員会を開会します。

(午後 2時45分開会)

◎委員長の互選

○議長(菊地誠道君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時47分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員11名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま類瀬委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、類瀬委員からの指名推選に決定いたしました。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 委員長には渡邊委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま類瀬委員から、委員長に渡邊委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には渡邊委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時48分

(委員長 渡邊定之君委員長席に着く)

○委員長（渡邊定之君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長（渡邊定之君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長（渡邊定之君） ただいま類瀬委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（渡邊定之君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、類瀬委員からの指名推選に決定いたしました。

類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 副委員長には長尾委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（渡邊定之君） ただいま類瀬委員から、副委員長に長尾委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（渡邊定之君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には長尾委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時50分

○委員長（渡邊定之君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第43号

○委員長（渡邊定之君） 本委員会に付託を受けました議案第43号を議題といたします。

議案第43号は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第43号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

2款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

鴻池委員。

○委員（鴻池智子君） 4目12節の委託料から17までと聞いていいのでしょうか。

（「1つつつ」の声あり）

○委員（鴻池智子君） 1つつつ。委託料の内訳をお願いします。

○委員長（渡邊定之君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 4目会計管理費、12節委託料のご質問だと思います。12節から17節まで関連がありますので、説明させていただきたいと思います。

実は、昨年この6月定例会でご質疑あったと思いますけれども、北洋銀行の派出が廃止になったというのはご記憶あると思うのですが、その際に旧派出所にあったテラーマシン、入出金の管理機、お金を数える機械ですね。それが北洋銀行から無償譲渡されております。もう耐用年数も過ぎて、古い機械ですので……

（「聞こえづらい」の声あり）

○総務課長（齊藤正行君） 古い機械ですので……聞こえますか。いいですか。

（「最初から」の声あり）

○総務課長（齊藤正行君） それでは、12節から17節まで関連ありますので、説明させていただきます。

昨年の6月の定例会でも答弁した記憶があるのですが、昨年6月末で役場庁舎にあった北洋銀行の派出所が廃止になりました。その際に、その派出所にあった入出金管理機、お金を数える機械ですね。それが北洋銀行から、耐用年数も大幅に経過しているので、町に無償譲渡しますということで、寄附という形で受け取らせていただきました。それで、現在使用しているその入出金管理機なのですが、年数も10年以上、かなり超えていますので、メーカーで昨年、無償譲渡を受けてからメンテナンス委託料でメンテナンスさせていただいていますけれども、交換部品もなく、故障した時点で使用不可能ということでメーカーから言われております。また、来年度、ちょっとまだいつになるか分からないのですが、新紙幣、お札が新しくなるということで、ちょっとまだ時期が未確定なのですが、その新紙幣の発行に伴って、現在使用しているその入出金管理機の設定変更に約20万円ほどかかるというふうにメーカーから提案を受けております。そういった事情もありまして、いつ壊れるか分からない機械で20万円の新紙幣の交換費用もかかるということと、あと、ほかの自治体でも導入しています、今後、例えば電子マネー、それからクレジットでの支払い、新聞報道ではほかの自治体では導入していますが、例えばコンビニエンスストアでいろんな支払い方で支払えることもあります。そういったことも、今後の方針として公金もそういった形で支払いができる機能をそろえた入出金管理

機を導入したいということで、今回、機器購入費として198万円、その設置工事として10万円、それを導入した後のメンテナンス料で18万6,000円の補正予算を計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長（渡邊定之君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） なければ、3款民生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 7目の介護保険の介護サービス事業への支援というふうに聞こえたのですが、何事業者で、120万円は商品券での支援になるのか、その辺もお願いいたします。

○委員長（渡邊定之君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

こちらの部分の事業者ですけれども、6事業者になります。事業所数につきましては12事業所、1事業所当たり10万円、12事業所で120万円の予算を計上させていただいております。支給の方法ですけれども、現金でお支払いをさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（渡邊定之君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 造林費の中で木製フォトフレームというふうに伺いましたが、これは出産祝いとして寄贈するものなのか伺っておきたいとします。

○委員長（渡邊定之君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

対象は、今年度、令和5年度に町内で生まれた新生児を対象にしております。

○委員長（渡邊定之君） ほかにご質疑ございませんか。

鴻池委員。

○委員（鴻池智子君） 7目開発センター費の17節備品購入費の内容をお願いします。

○委員長（渡邊定之君） 社会教育課長、中央公民館長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

備品購入費につきましては、現在あるプロジェクターが壊れて、新しいものに替える費用でございます。

○委員長（渡邊定之君） ほかにご質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） なければ、7款商工費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） なければ、8款土木費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） なければ、10款教育費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

長尾委員。

○委員（長尾式宮君） 13ページ、5項1目の報酬のところに部活動地域移行検討委員という項目が出ておりますけれども、小中学生の部活動、課外活動の先生方から民間へというお話だと私のほうでは認識しているのですけれども、現在どこまで議論が進んでいるのか、お知らせください。

○委員長（渡邊定之君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

中学校における部活動の地域移行につきましては、取りあえず令和5年から3年かけてまずは土日の地域移行ということで協議を進めることとなっており、本町では今年度、部活動地域移行検討委員会を設立いたしまして、5月から協議を開始している状況であります。ちなみに、委員会につきましては、5月11日に第1回目を開催しているところでございます。

以上です。

○委員長（渡邊定之君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 12ページの事務局費、標高への助成金で出前授業とはどのようなものを考えているのでしょうか。

○委員長（渡邊定之君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

先ほど企画財政課長のほうから出前授業「カタリ場」ということでの説明をしておりますが、教育振興、関係人口創出を目的として、大学生らが中心に高校生との対話をする場ということで、それをカタリ場という名称の下、開催し、標茶高校で開催することにしておりますので、そこへの運営のための助成になります。

○委員長（渡邊定之君） 鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 大学生と高校生との対話といいますけれども、その内容と申しますか、そういうのはどのようなものなのですか。語り場というのは分かりますよ。ただ、中身について。

○委員長（渡邊定之君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

この部分、実はまず歳入のほうが、企業版ふるさと納税で町内にゆかりのある企業から30万円寄附をいただいて、その目的としてこのカタリ場というのをやってもらいたいということで、内容のほうなのですけれども、道内、教育大学とかを含めた大学生とかが高校に行きまして、出前授業なのですけれども、大学の生徒たちが中心になって高校生に、今まで、実体験だったりとか、そういったものを引き出せるよう、プレゼン能力を高めたりだとか、いろんなそういったことをやるような授業でして、道内でも幾つかの学校でやっているような取組で、それを総体的にカタリ場というような一つのコンテンツというか、そういった名称でやっている。すみません、そういったような内容でございます。

(何事か言う声あり)

○委員長(渡邊定之君) ほかにご質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(渡邊定之君) なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、10款地方交付税から21款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(渡邊定之君) なければ、第2条、地方債の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(渡邊定之君) なければ、以上で議案第43号、一般会計補正予算を終わります。
以上で逐条質疑は終了いたしました。
休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時06分

○委員長(渡邊定之君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

長尾委員。

○委員(長尾式宮君)(発言席) 私のほうから2点、簡潔な質問でありますけれども、質問いたします。

1点目は、街路樹、町の景観についての質問であります。

現在、標茶町内、私、選挙を自転車で回った経緯があるのですが、これからは各町内会で道路脇に花を植えたりする、そういった時期に差し迫っているのですが、現在、各町内を見て回っていると、低い樹木はツツジ、あとは高い木というか、大体二、三メートルぐらいだと思うのですが、普通の高さの樹木は、大体桜が植えてあるかと思います。春先、すごくきれいで、町なかを散歩だったり、あるいは車で通っても非常にきれいだなというふうに思いながら通っております。ただ、一部、交通の妨げになるということで伐採された場所があったりしているのも聞いております。そういった中で、伐

採したところも安全面を確認した上でもう一度植え直してほしいというのがまず1点、あともう一つは、春先、桜であったりツツジというのは非常にきれいなのですが、これから標茶町というのは観光事業にも力を入れていくかと思います。そういった中で、道外の人からまずそれぞれの町を見て印象深い樹木の中に、シラカバというのがあります。ある町民の方から、標茶にもシラカバ並木があってもいいのではないかと、町の景観を改めてつくり出すために町内全体にシラカバの植樹をしてはどうかというふうなご意見をいただいております。

そこで、改めて質問いたします。現在、交通の妨げになる等の理由で切ってしまったところが何か所ぐらいあるか、そして、そこに現在新たに木を植えているのかどうか、まず1つ、もう一つは先ほどお話ししたシラカバですね。そういった樹木、シラカバが町の景観のためにいいのではないかというご意見をいただいておりますけれども、沿道沿いにそういった樹木を植えていただくことが可能なかどうか伺います。

○委員長（渡邊定之君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

1点目の伐木した箇所数なのですが、現在、街路については13路線、町道の部分の街路の管理を行っています。各路線それぞれに切っている木がありますので、何か所という部分でいくとちょっと把握できていない部分がありますので、申し訳ございませんけれども、数量については回答できない状況でございます。

また、植樹についてですが、その部分については、補植として昨年度は、街路名で言ったら桜通、町道で言ったらルルラン通りですが、ツツジの補植を行っているところでございます。シラカバの植樹についてなのですが、現在、街路について、中高木では委員おっしゃったとおりエゾヤマザクラもしくはヤマモミジ、ナナカマドなど多種の木、低木についてもツツジであったりモンタナマツであったりという、街路それぞれで建設当時、意見を聞きながら植えたものがあって、その中で枯れてきたものについては植え替えを行っている状況で、現在については、補植する際に町内会のほうに樹種の選定についてご相談しながら決定しております。その中で、桜町については、最初うちのほうとしては桜並木という提案もあったのですが、町内会のほうから、高木については、やはり車の出入りで見づらい部分があるということと、あと秋になると葉っぱがひどくて掃除が大変なので、なるべくなら高木は勘弁してほしいということがあってツツジを植えているという経緯もございます。今後、シラカバ並木につきましては委員おっしゃるとおり、前には塘路市街にもシラカバ並木がありまして、SLとも相まって写真のスポットになっているところもございますけれども、その部分については樹種が、木がもう古くなって危ないということで、全部伐採した経緯がございます。

今後、補植していく際に、また町内会と相談しながら路線ごとに補植していくのですが、その際にはシラカバという部分も樹種の案として提示しながら、そういう活動として進めていければというふうには委員のご意見のとおり感じているところでございますけれども、中学校の横の通り、開運9号線なのですが、あそこはヤマモミジが非

常にきれいで、秋になると紅葉で写真を撮りに来る方がたくさんいらっしゃいます。あそここの部分については、補植するときにやっぱり変な木を植えないで一連でヤマモミジを補植するという形を取ったりとか、そういう部分でも考慮しながら樹種を選定しておりますので、実際、次に植えるときに、まずは町内会と相談させていただきながら進めていきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（渡邊定之君） 長尾委員。

○委員（長尾式宮君） 答弁の中で、各町内会と相談しながら樹木を剪定しているというところで理解しました。

次の質問に参ります。次の質問は、茅沼地区観光宿泊施設の件でございます。

現在、建物はできておりますけれども、営業再開までまだ時間がかかっている状態でございます。町の方々からいつ営業できるのかという、そういった問合せを大変たくさんいただいております。そういった中で、中には憶測とも取れるような、そういった話題がちらほら聞こえてきて、町民の皆さんはいつ営業開始できるのかと大変不安に思っているのかなというふうに感じております。

そこで、1つ提案なのですけれども、営業開始時期というのはある程度町のほうで町民に周知するタイミングというのがあるのかとは思いますが、一度、茅沼観光宿泊施設の町民対象の内覧会、そういったものをやって、ぜひ建物、施設の中を町民に見てもらって安心してもらうことはできないのかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（渡邊定之君） 商工観光課長・三船君。

○商工観光課長（三船英之君） お答えいたします。

2月の全員協議会のときに内覧会ができないかということでご提案を受けていまして、そのときは、3月議会もありますと、選挙もありますということで、時期についてはちょっと議長なりと相談しながらということでお話をさせていただいたのですが、6月定例会も終わりますので、まずは議員の皆さんに見ていただきたいと考えておりますので、議会事務局とも相談しながら、まずは議員さんに見ていただきたいというふうに考えております。

それから、町民向けの内覧会ですけれども、昨日ロードマップを示してくださいということで一般質問もいただいておりますが、まだ排水方法は決定していないということで、それによって工事期間や開業時期のめどが立って、そのときにはホームページ等でお知らせしたいということで回答させていただいたのですが、まずはそのお知らせをさせていただいた後に町民向けの内覧会をさせていただければというふうには考えております。ただ、今年度、外構工事ですとか植栽工事ですとか、それから街灯、駐車場の再整備工事もありますので、その辺の進捗状況を見ながら時期は検討させていただきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（渡邊定之君） 長尾委員。

○委員（長尾式宮君） タイミングを見計らって内覧会を開催したいという旨をいただい

ております。ぜひ早い段階で町民の皆さんに安心していただけるようにしていただきたいと思ひます。

質問は以上です。

○委員長（渡邊定之君） ほかにご質問ございませんか。

松下委員。

○委員（松下哲也君）（発言席） それでは、早速質問させていただきます。

私も、このたびの町議選でいろいろと選挙活動をやった中で気づいた点について1点、どうしてもお聞きしたいという部分がございますして質問させていただきます。育成牧場の件なのですけれども、特に伝染病予防に関してのことです。家畜伝染病の予防の観点から質問させていただきます。

育成牧場の条例、昭和47年に制定されたのですけれども、この中で、育成牧場の中で飼育できる動物の種類は何々があるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（渡邊定之君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答え申し上げます。

乳牛、肉用牛、馬、3種類でございます。

○委員長（渡邊定之君） 松下委員。

○委員（松下哲也君） そうですね。条例の中には、このように載っております。綿羊につきましては、令和2年の3月定例会においてめん羊振興条例が制定されておりますので、それは育成牧場の中で飼育できるということは承知しております。

今回、この選挙戦で選挙活動を行っていて、育成牧場の事務所をちょっとトイレ休憩ということでお借りしたのですけれども、そのときに私、見てしまったのですけれども、事務所の裏にちょっとした建物が建っておりまして、その中に豚が1頭いるわけなのです。今回、この質問するに当たって、6月1日にまた再度、育成牧場のほうに行って豚の存在を確認してきたわけなのですけれども、場長、今の段階でもまだ豚はおりますか。

○委員長（渡邊定之君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答え申し上げます。

今の段階でも豚はおります。先般、私も町民利用者からちょっと心配のお言葉をもらいまして、今、サルモネラ対策などを真剣にやっている牧場の中で、そういう職員の心情なども含めて大変申し訳ないかと、今、現場を管理する責任者として大変申し訳なく思っております。この豚については、今後この環境を改善するという意味でも、新たな飼養者を探して、今、取り組んでいるところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（渡邊定之君） 松下委員。

○委員（松下哲也君） 利用者のほうから、伝染病に関しても非常に心配をしているという中で、それに対して、今、場長、新たな飼養者を探しているという答弁をいただきました。正直言って、この豚はいつからいるのか、誰のものなのか、どういう目的で今まで飼っていたのか、それに対して、当然豚ですから、食べますから、この餌に関してはどのような形で餌が給与されていたのか、そういうことを今の段階でお答えできますか。

○委員長（渡邊定之君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） 今現在、事務所のほうにある書類、過去の書類なんかを調査はしてみましたが、この豚に関するものは出てこなかった。私も前に育成牧場に平成20年までいたのですが、15年ぐらい前の記憶なのでちょっとあまりはっきりとした記憶ではないのですが、私がいたときはいなかったと思われる。平成24年に異動した職員の話では、そのときにいましたということを知っている、あと今の哺育施設が平成20年の秋に完成しているのですが、その完成から一、二年ぐらいたった頃でないかなということで、長く勤めてくれている職員からちょっと聞き取りをしていますので、大体同じぐらいになると思うのですが、その頃かなと考えております。正式な回答というのは、やはりちゃんとした書類がない以上、私のほうから今の段階ではできません。

餌に関しましては、私ともう一人の職員のほうで用意をして、今、与えています。普通の犬の餌というか、そういうようなものです。あと、職員、お昼のカップラーメンの残りとか、そういう形で与えていたりしています。

私のほうからは以上です。

○委員長（渡邊定之君） 松下委員。

○委員（松下哲也君） 場長も明快な答弁ができないぐらい、当然書類もないわけですし、どのような目的で誰の所有者でということがちょっとまだはっきり分からない。そして、餌も職員のいわゆるポケットマネーを出してドッグフードを与えて、また、職員の残飯を与えてというような感じで飼育されて、飼育というか飼っているということが果たして本当に適切なことなのかどうなのかということを私はすごく思うわけなのです。それで、場長としても、私も調査、調べたいなと思っていますけれども、場長もできるだけ聞き取り調査をして、お互いに情報は共有していきたいなと、そういうふうに思いますけれども、そういうようなことでよろしいですか、情報の共有ということで。

○委員長（渡邊定之君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） 今の牧場にある書類等を再度調査いたしますが、聞き取りの範囲も、やはり昔からいる職員という中で聞き取るぐらいしか私のほうでは調査できないとは思いますが、いずれにいたしましても、この状況を改善しましたら議会事務局を通して報告をさせていただきます。

以上です。

○委員長（渡邊定之君） 松下委員。

○委員（松下哲也君） これから先、町長と副町長にお伺いいたします。今現在、育成牧場において条例に載っていない動物が飼われているということについて、町長、副町長は把握されておりましたか。

○委員長（渡邊定之君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

私も実はこの案件、全然承知していなくて、松下議員から、たしか2日に町長室にいらしたときに、いや、知っているかということ言われて、初めてこの事実を知りました。

その後、今、場長が説明した内容についての、現状についての報告を受けたということでありますので、本来あってはならないことが長年起きていて、いまだにその環境が続いているということについては、できるだけ本来の所有者を明らかにして、誰がどういう形でそこに持ってきたのか、それについて明らかにしながら本来の所有者のところに責任を持って引き取っていただきたい、早急にその辺は牧場の中で、職員が入れ替わっていますので、なかなか調べづらいところもあるということは重々承知ですけれども、できるだけ早く対応させていただきたいと思います。

○委員長（渡邊定之君） 松下委員。

○委員（松下哲也君） 早急に対応していきたいという町長の答弁でございますけれども、今、育成牧場というのは非常に牛の伝染病に対して本当に神経を使ってサルモネラの対策ということで、昨年本当に大きく伝染をしてしまって大きな被害も出てきたということで、場長も本当に心身が壊れるくらい一生懸命取り組んでやってきたという中で、本当にこういうことがあってはいけないことであると思っております。

過去には、今回勇退されたのですけれども、議員から、犬を連れてくる観光客のために多和平にドッグランを整備してはという質問が出たことがあります。そのときにも明快に、伝染病の観点から多和平にドッグランを整備するということは非常に困難であるという答弁がされております。そのくらい伝染病に対して本当に真剣になって取り組んでいるという中にあっては、私は決してこれは許されるものではないと。町長が初めて知ったということに対して、私、条例違反という言葉は使いたくないのですけれども、それに対しての責任云々ということは私は問いません。伝染病予防の観点から、いち早くこのことは解決するべきであると、私はそういうふうに思っております。

最近、隣の国で口蹄疫が発生してニュースに取り上げられて報道されましたけれども、旅行に対しては農場への出入りとかというのは十分注意していただきたいということが報道されました。過去、十数年前には、台湾からの稲わらの関係かな、それで九州が口蹄疫で物すごいダメージを受けて、北海道からも獣医師が相当、牛の処理に対して派遣されたということもありました。本当に伝染病というのは目に見えないわけですから、それに対する対策というのはこれで十分だということはないわけでありますので、最低限、今の豚の件に関しては、副町長、6月2日に副町長に再任されたわけですから、この件については場長と共に、副町長の部下を、それぞれの課を統括する立場として副町長もこの件については真剣に取り組んで、いち早くこの豚に関しての善処をお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。

○委員長（渡邊定之君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 適切に善処したいと思います。

○委員（松下哲也君） これは、副町長から善処するというお話をいただきました。当然これは誰の、標茶町の農家のものでもない。決して牧場の経費を使つては、私はいけないと思っております。これに対する対策というか、これにかかる経費というのもきちっと所有者のほうに請求をして、牧場の経費を使つて処理するということは決してあってはなら

ないと思っておりますので、そこら辺のことについても強く申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

○委員長（渡邊定之君） ほかにご質疑ございませんか。ございませんか。

類瀬委員。

○委員（類瀬光信君）（発言席） 思ったよりも総括質疑の流れが遅く回ってきましたので、駆け足で何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点ですが、塘路小学校の今後についてであります。

先日、塘路小中学校と地域による合同の大運動会が行われたわけですが、その最後に、児生会の代表の挨拶というのがありました。いろいろと地域の方や先生方に対する感謝の気持ちを述べていたわけですが、その中に「来年はこの運動会ができるかどうか分かりませんが」という、そういった言葉で結ばれていました。塘路小学校の今後については、教育委員会と地域による協議が進んでいるというふうに聞いています。そこで、伺います。

塘路小学校の今後について、地域の考えは教育委員会としてはどのぐらい把握できたのでしょうか。

2点目は、塘路小学校の今後について、教育委員会としてはどのように考えているのでしょうか。

3点目は、塘路小学校を今後長く続けていくに当たって、根室管内の花咲港小学校で実施されたようなインクルーシブ教育を取り入れるとか、そういった特徴のあることを考えていらっしゃるかどうか。

以上、3点について伺います。

○委員長（渡邊定之君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

まず、塘路小中学校の今後についてということで、地域との話合いがどこまでというところでございますが、昨年、今年度の学校をどうするかというところもありまして、昨年は7月から、PTAとの懇談もありますが、5回ほど懇談を持っております。今年度に入ってから、この後、明後日になりますが、6月9日に地域のほうへ説明に入る予定でございます。来年度以降の部分については、これからの地域との懇談になります。

それから、今後、教育委員会としてどう考えているかという部分でございますが、6月9日に委員会のほうから地元のほうに説明をさせていただこうと思っておりますが、現在の在籍している児童生徒数、今、中学校が休校しておりますので、児童になりますが、それから来年度以降の在籍予定の児童生徒数の数字をまずお示ししようと思っております。その中で、令和6年度の在籍の予定が、小学校で5名、中学校で今現在の6年生がその後上がったとして1名、中学校の在籍になりますという数字になります。以降、7年度、8年度といくのですが、それらについては地元のほうにも数字をお示ししようと思っておりますが、この数字も、実はこの世帯の中には転勤族といいますか、そういうご家庭もありますので、令和6年度がこの数字でそのまま確定するかというのは、ちょっと不確定要素

がございます。というところで、こういう数字の中、それからそれに伴って教職員の配置の基準が決まります。小学校でいくと、これでいくと3名の先生、中学校で1名の先生、合わせて4名の先生という形になります。それらを考えたときにどういう状況かというところがあります。このままの数字で考えたときに、教育委員会として、やはりここは、児童生徒の教育環境としてこれがどうなのかというところは、集団で学ぶという中ではちょっと厳しい状況も考えられますので、休校ないしそういうところがあるべきかなというような考えでおります。

それから、そこについては当然、地域との話合いの下でどういう形がいいかというのは最終結論を出すことで今後考えておりますけれども、そのほか花咲港小学校でのインクルーシブの授業の在り方等々含めた形でございますが、昨年来から地域懇談会の中で、子供たちを呼び込むというか、別な形、学校を存続する形で何か方法論がないかというような地域のお話も受けております。その中で、いろいろな形を取っている学校もございますが、そういう特例校的な形が取れるのかどうか、そこについては当然地域とのお話も含めて、そういう形が望ましいということであればそういう方向性も検討しなければなりません、何せそこについても今すぐにそういう形が取れるという状況ではございませんので、地域との話合いの中ではそういうお示しをさせていただいております。

○委員長（渡邊定之君） 類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） いずれにしても、今、課長からご答弁いただいたように児童生徒、それから保護者、そういった方々が塘路の教育環境についてどう思うかということが最優先であることは間違いありません。ただ、現時点で、この6年間、障がいをお持ちのお子さんを抱えた方が職場にお願いをして塘路に赴任してきて普通学級で6年間を過ごしたという、そういう実績があるわけで、例えばそういった形を積極的に取り入れるようなことで、できれば標茶の教育の発祥の地である塘路の学校というものがこの先も残っていったほしい、そして現在通われている生徒さんの中には非常に芸術面で優れた才能を発揮していることなども含めて、これからの塘路の学校の教育の在り方の何かしらの参考にならないかと私は思っておりますので、ぜひそういったことも含めて、それからもう一つ、町としては積極的に塘路への移住も勧めておりますから、そのことを考えたときに学校のあるなしというのは非常に影響が大きいと私は思いますので、塘路地域への移住促進のための仕事づくりや住居の確保など含めて、そして学校へお子さんを誘致できるように、そういうことを地域と共にご相談をしていただければと思います。

次の質問に移ります。

本町には、町を象徴するマークが2つございます。1つは、牛の角の形を図案化した町章であります。それから、もう一つは根釧台地と、それから湿原、それを図案化したC Iマークであります。町章については歴史も古くて、町のやはりシンボルということで、駒ヶ丘公園の斜面、軍馬山スキー場の斜面に芝桜でこれまで町章を描いてきたわけですが、現在はそれがなくなっています。これ、町章に対する何かしらの取扱いが変わったということなののでしょうか。要するに格下げというか、言葉は悪いですが、そういう

うことなのかどうか確認させてください。

○委員長（渡邊定之君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 軍馬山の芝桜の件の質問だと思いますので、私のほうからお答えします。

芝桜については手入れをしていないわけではなく、手入れはずっと行っているのですけれども、補植した時期には結構赤くなったのですけれども、その後だんだん衰退している。一般的には芝桜は結構強い植物だというイメージがあるので、自然に増えていくような感じもあったのですけれども、年々減っていくので、数年前に町民の方が、芝桜についてあそこの部分を自分で見させてほしいと。要は、地域貢献という立場ではないのですけれども、花が散った後にちょっと刈り取れば根が強くなってよくなるのではないかというご意見もありまして、その人がどうしてもそういうことをやってみたいということで実はお任せした経緯もあります。やったのですけれども、徐々に減ってくると。地形的な、斜面が悪いのか、土壌が悪いのか、私どももちょっと判断できないのですけれども、そういう町章の意味でなくしたのではなくて、自然に減ってきているということもあって、今後、補植しながら根づく環境を研究していきたいなという部分を考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（渡邊定之君） 類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 町章に対する評価とか取扱いが変わったということでないということで安心したわけですが、大空町の芝桜の公園のような段々にするとか、何かそういった先進地域も参考にされてはいかがかと思ひますし、私に任せてくださいという町民の方のそういった熱意についても今後も大切にしていだければと思ひます。

続いて、ふれあい交流センターの入浴施設の利用状況についてであります。

現在、通常の利用のほかには町立病院の入院患者の利用もあるというふうに伺っています、本来の利用対象に影響がないのかどうか伺ひます。

また、町立病院の入院患者が利用している理由と、それがいつ解消されるのか、もし見込みが分かていればお知らせください。

○委員長（渡邊定之君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思ひます。

ふれあい交流センターの家庭浴室の部分というふうに考えますけれども、町立病院の患者さんのご利用は現状ございます。といいますのは、町立病院のほうの温泉の部分でレジオネラが発生をいたしてありまして、お風呂が使えないような状況になっていますので、ふれあい交流センターの家庭浴室で入浴をいただいているような状況でござひます。

町立病院の入院患者さんがご利用になることによりまして、ふれあい交流センター家庭浴室をご利用になる方の支障には現状なつてはおりません。空いている時間に使つていただいているというような状況でござひますので、ご理解をいただきたいというふうに思ひます。

○委員長（渡邊定之君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） お答えいたします。当院の入院患者がふれあい交流センターの浴室を使っているということにつきましてのご説明を申し上げたいと思います。

昨年の10月かと思いますが、当院の浴室でレジオネラ菌が発生しまして、これにつきましては、12月に再度浴槽の水を採水した検体を調査したところ、今の段階ではレジオネラ菌の発生はないというふうに検査結果が出ておりますが、ただ、保健所のほうの指導で、原因が特定されないという部分、例えば浴室の壁なり床なり、ここに菌があるのではないかというふうなことが示されまして、これらのことが解決しない限りは使うには慎重を期しなさいというような指導が出ておりますので、12月以降、今、当院の大浴室は使っていないという状況でございますので、入院患者につきましては、ふれあい交流センターのほうのお風呂を利用してもらっているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（渡邊定之君） 類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 現状について理解いたしました。レジオネラ菌に関しましては、そう強い菌ではございませんけれども、免疫の弱い高齢者であるとかお子さんが吸引した場合には肺炎等を起こして重症化する、最悪、死に至るということで、過去には憩の家の温泉を薄める水のタンク内でレジオネラ菌が発生して、そのことによって温泉を薄めるということをやめた経過がございます。過去のそういった事例なども参考にしながら原因を究明していただいて、この後、ふれあい交流センターのお風呂が存続されるかどうかということによっては病院のほうにも影響があることだと思いますので、早々に原因を究明していただければと思います。

最後の質問ですが、令和3年4月1日付、図書館長の誤発令については、職階に関する誤認があったということが分かっています。また、この件に関する公開質問状の取扱いについて、公開質問状の提出者と直接、町の担当でお会いするなどして理解を求めてきたと思うわけですが、そこから相当の時間も経過しておりますので、既に誤発令の原因を究明し、再発防止策を講じているものと思います。本件は議会にも問題提起がされていることから、その詳細についてご報告をいただくべきではないかと思いますが、いかがですか。

○委員長（渡邊定之君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、委員からあったとおり、公開質問状を頂いた方と面談もしておりますし、その後のやり取りも若干ありますが、その責任の取り方とか、あるいはそういう内部規定の中で問題なかったのかというようなご指摘も受けておりまして、その部分についてはもう少し慎重に考えさせてほしいという話を口頭では伝えているところであります。そういう意味では、全て解決をして、そして皆さんにお知らせをするという段階ではないというふうに思っております。まず第一は、公開質問状発出者の方への説明なのかなというふうに思っております。

それから、議会に対する報告ということでありましたけれども、ちょっとそこは私、イメージをしていなかったのですけれども、標茶町議会として、この間の問題について報告

せよということであれば、それは顛末がついた段階でしなければいけないのかなというふうに思ったところであります。

○委員長（渡邊定之君） 類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） いずれにしましても、事実というか、原因を究明するということが大切だと私は思います。そもそも当初発令を予定していた方というのが前任の図書館長であるということを教育委員会から私、直接聞いていることを考えれば、担当で法律の改正について読み込みが不十分だったということは、決して私はないと思っているのですね。ただ、そういった中で、そこをお断りされたことによって、その後の手続の中でもしかすると町の権限を逸脱した部分があったかもしれないという、そういうことを個人的には思っていて、そうなる法的な根拠というものもどなたかに求めながら、その上で原因究明して、そして再発防止策というものを立てていくのが筋ではないかなと私は思いますし、議会に対しても公開質問状を頂いておりますので、そのことに対する対応もこれから町の例に倣いながら真摯に考えていかなければならないと思いますので、ぜひ情報を共有させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（渡邊定之君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

私には反問権がないので、あまり言えないのですが、今、委員からご指摘を受けた部分、前半のところ、ちょっと理解できないご発言がありました。そういったこともありますので、もしかすると事実誤認とか、あるいは聞き違いの部分があるのかなというふうに思いながらなのですが、公開質問状に関しましては、町長あるいは私個人に頂いたもの、それから議会、議長でしょうか、ちょっと詳しくは覚えていませんけれども、議会でもらったもの、それぞれ執行機関が違いますので、それぞれの判断かと思います。ただ、整理する中で議長から町長に何らかの要請があれば、それは情報交換すべきものだと思いますし、それから公開質問状ですので、私どもが答えたものについては回答を受けた方が公開しても問題ないという前提で質問されているというふうに思いますので、その方から聞くのも一つなのかなというふうに思います。

○委員長（渡邊定之君） 類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） いずれにしましても、複数回の公開質問状を頂き、それに対して町のほうで回答する、あるいは事実関係を調べるといったこと、既に丸2年経過しているわけで、そろそろそういったこと、一定の結論が出せるような、そういう状態に持っていていただけるように、例えば再度ご本人とお会いするとか、それから先ほど私申し上げたように法的な判断を専門家に部分的に仰ぐとか、そういったことも必要ではないかと思いますので、ぜひそういったことを総合的に取り組んでいただいて、このことによって私は、先ほども申し上げたように、担当の職員の方が法律の読み込みが不足していたとか、全くそういうふうには思っていないので、もしそれ以外のところに原因があるのかないのかということを含めて、今後の再発防止ということを考えていただくようお願いして質問を終了いたします。

（「理事者答弁ないのか、今の質問に対して」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） 副町長・牛崎君。

（何事か言う声あり）

○副町長（牛崎康人君） すみません。終わってしまったのですけれども。

（何事か言う声あり）

○委員長（渡邊定之君） ちょっと待ってください。

（何事か言う声あり）

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、委員から担当者の読み込み不足が原因とは私は思わないというふうにおっしゃられたのですけれども、その部分に対しては、過去のこの席で原因究明についてはそのように述べさせてもらっております。そこからは動いておりませんので、そこは誤解のないようお願いしたいというふうに思います。

○委員長（渡邊定之君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） 討論ないものと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。

議案第43号を原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（渡邊定之君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第43号は原案可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（渡邊定之君） 以上で議案第43号審査特別委員会に付託された議題案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第43号審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 4時00分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

議 長

菊 地 誠 道

年長委員

黒 沼 俊 幸

委 員 長

渡 邊 定 之